

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 五三
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 五三
- 県営土地改良事業計画を変更した件 五三
- 道路の区域を変更する件二件 五四

告 示

福島県告示第七百二十六号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を令和四年十一月七日救急病院として認定した。

令和四年十一月十五日

名称

医療法人伸裕会渡辺病院

所在地

相馬郡新地町駒ヶ嶺字原九二 令和七年一月六日

（地域医療課）

福島県知事 内堀 雅雄

認定有効期限

福島県告示第七百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年十一月十五日から同年十二月十五日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポ郡山 福島県郡山市南二丁目一二番ほか

二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要

以下の事項について留意されるようお願いいたします。

1 防犯対策への協力

平成二十年四月一日から「郡山市安全で安心なまちづくり条例」を施行しています。この条例では、市、市民、事業者、土地所有者等（土地又は建物その他工作物を所有し、又は管理するものを言います。）がそれぞれの役割を担い、密接に連携を図りながら犯罪の防止に配慮した安全で安心なまちづくりを推進することを基本理念の一つとして定めています。

この基本理念にのっとり、事業者は、地域社会の一員として、犯罪の防止のために必要な措置を講じるように努め、土地所有者等は、犯罪の防止に配慮した環境の確保に努めていただき、市の防犯対策への御協力をお願いします。

2 街並みづくり等への配慮等

敷地内における全ての屋外広告物の表示面積合計が十五平方メートルを超える場合は、屋外広告物許可申請が必要になります。（他法令で義務付けがあるものは除外）

3 騒音の発生に係る事項

原動機の定格出力が七・五キロワット以上の空気圧縮機、送風機又は冷凍機を設置する際は、騒音規制法、振動規制法又は福島県生活環境の保全等に関する条例に基づき事前の届出が必要となります。

また、届出（規制）対象外の施設であっても、騒音により周辺住民の生活環境に被害を及ぼすことのないよう、施設の設置場所や騒音の低減について配慮する必要があります。

三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要

意見書の提出なし

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第十六項の規定により、山田地区に係る県営農地中間管理機構関連農地整備事業（農地整備事業）を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和四年十一月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

一 縦覧に供する書類

土地改良事業変更計画書の写し

二 縦覧の期間

令和四年十一月九日から

同 月二十八日まで（二十日間）

三 縦覧の場所
いわき市役所

(農村計画課)

福島県告示第七百二十九号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県中建設事務所で令和四年十一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年十一月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道石川 鴉子線	石川郡石川町大字双里 字神主一七番二地先か ら 同 郡同 町大字双里 字神主三〇番一地先ま で	変更前	A 六・五〇 一一・一〇	三二・四〇
	石川郡石川町大字双里 字神主一七番二地先か ら 同 郡同 町大字双里 字神主三〇番一地先ま で	変更後	A 六・五〇 一一・一〇 B 八・八〇 五二・三〇	三二・四〇 四六五・二〇

(道路計画課)

福島県告示第七百三十号

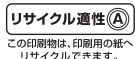
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画

課及び福島県北建設事務所で令和四年十一月十五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和四年十一月十五日

福島県知事 内堀 雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更 別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道須賀 川二本松 線	本宮市本宮字弁天七三 番三地从り 同 市本宮字坊屋敷二 二〇番四三地从りまで	変更前	A 七・四〇 一四・二〇	一九三・一〇
		変更後	A 七・四〇 一四・二〇 B 七・四〇 四二・二〇	一九三・一〇 一八〇・一〇

(道路計画課)



再生紙を使用しています。

【定価 1 箇月 3,560円】

発行者 福島県 印刷所 株式会社 第一印刷